

企業に求められるマイナンバー 対応と情報セキュリティ対策



内閣官房 情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官
社会保障改革担当室 番号制度推進管理補佐官

楠 正憲



平成28年1月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続で マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金

労働

医療

福祉

税

災害対策

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務 など

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務 など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて**条例**で定める事務に利用(第9条第2項)。

社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)**と関連付けられている新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

個人番号・法人番号の付番

個人に付する「個人番号」（マイナンバー）

付番

- **市町村長は**、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、**個人番号を指定**し、その者に対し、当該個人番号を**通知カードにより通知**しなければならない。（第7条第1項）
※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中长期在留者、特別永住者等の外国人。
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。
※個人番号の桁数は、**12桁**。

変更

- 市町村長は、**個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるとき**は、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ**地方公共団体情報システム機構に対し**、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、**個人番号とすべき番号の生成を求める**。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

法人等に付する「法人番号」

付番

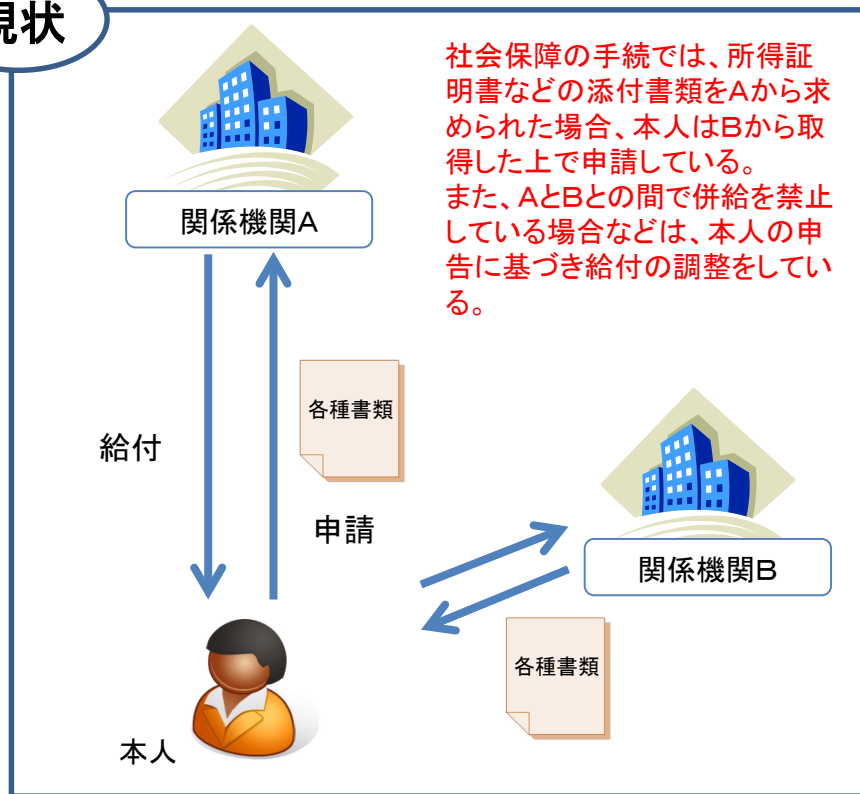
- **国税庁長官は**、法人等に対して、**法人番号を指定**し、**通知**する。（第58条第1項）
※所管は国税庁。
※法人番号の桁数は、**13桁**。
- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）
- 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）
 - ① 国の機関及び地方公共団体
 - ② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
 - ③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
 - ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

変更・通知、
検索及び閲覧

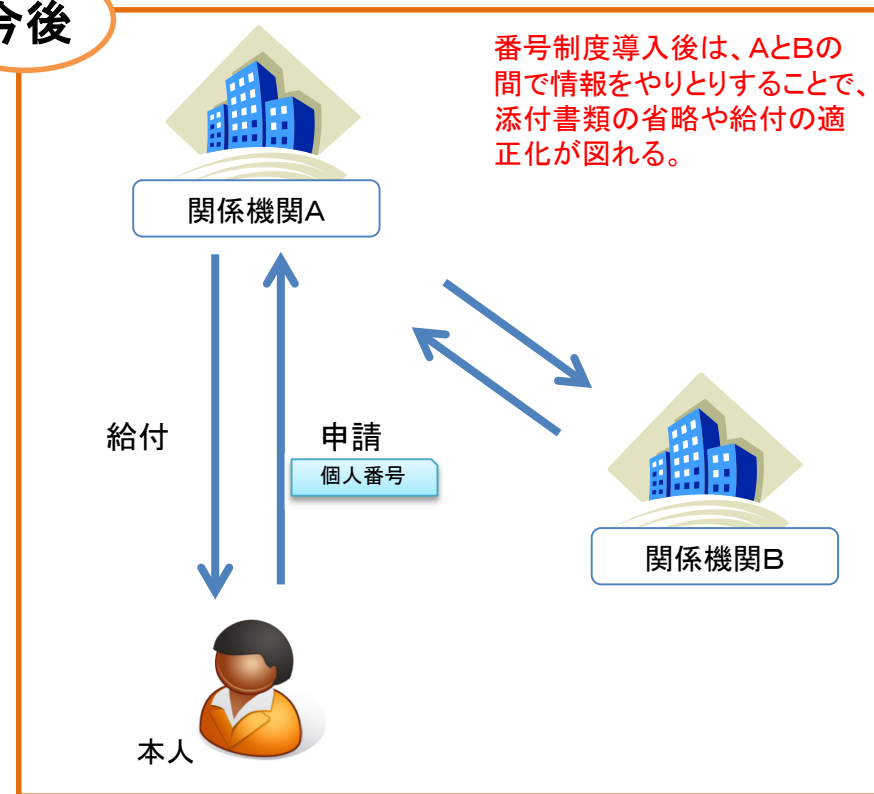
- 法人番号は変更不可
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- 法人番号は**官民を問わず**様々な用途で利活用
※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

個人番号の利用例(その1)

現状



今後



① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

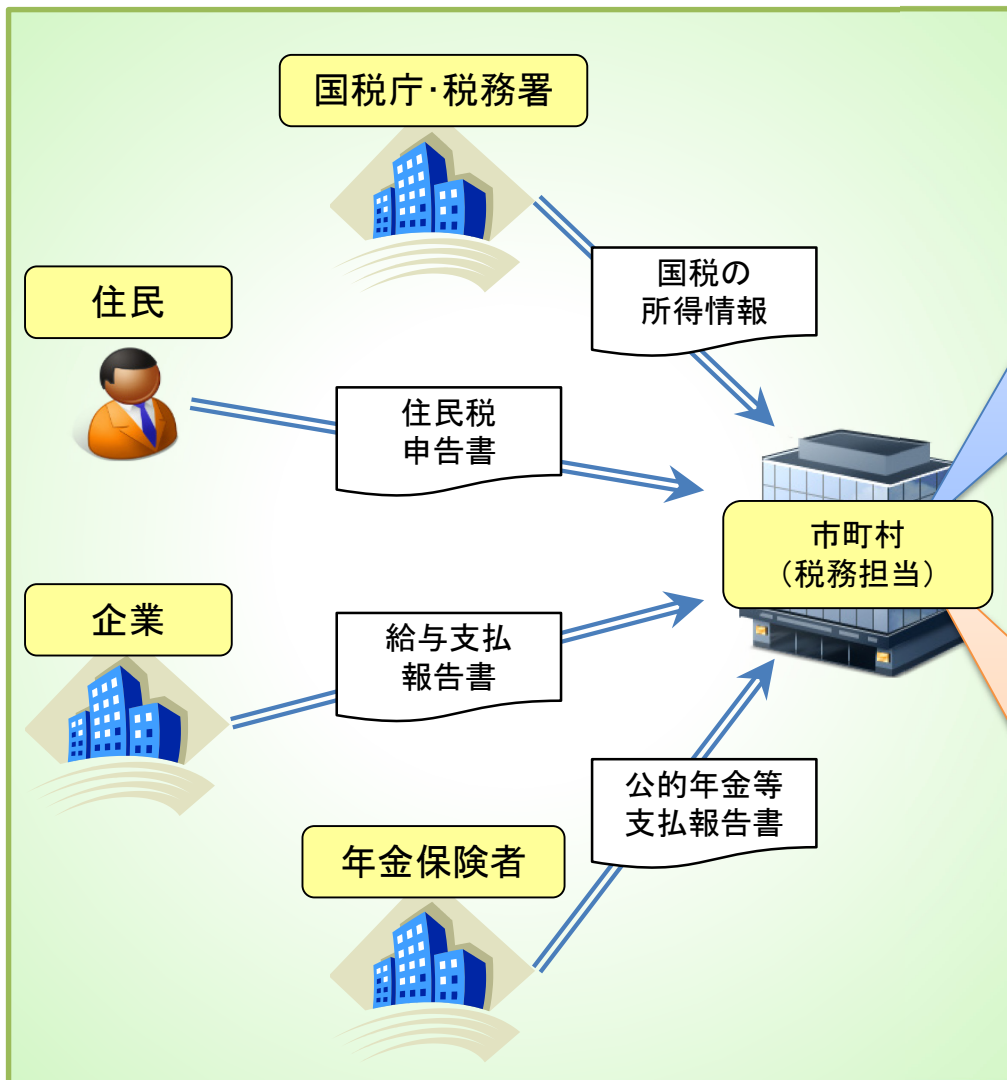
→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

個人番号の利用例(その2)

所得情報をより正確かつ効率的に把握できるようになります。



現状

各機関から提出される資料を、「氏名・住所など」をキーとして、名寄せを行っている。

同姓同名の者がいたり、年度途中で引っ越しを行った者がいたり、**同一人であることの識別に手間がかかり**、正確かつ効率的な名寄せが困難。



番号導入

今後

各機関から提出される資料に記載されることとなる「個人番号」をキーとして、名寄せを行う。

個人番号は唯一無二のものであり、**同一人であることを確実に識別することができる**ので、正確かつ効率的な名寄せが可能。



マイナンバーの利用例(その3)

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。

誕生

通知カード(イメージ)

個人番号 〇〇……〇〇
 生年月日 〇〇年〇月△日
 性別 男
 氏名 番号太郎
 住所 △県〇市〇町1-1-1

【通知カード】

・市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

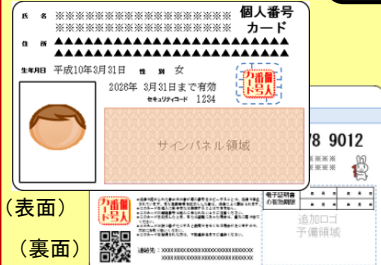
個人番号を通知

1234 …

個人番号カード交付申請

個人番号カードの交付

【個人番号カード】
 ・希望する者に対し、市町村長が交付。
 ・氏名、住所、性別、生年月日、個人番号のほか、顔写真を表示。
 ・カード1枚で本人確認と個人番号の確認が可能。



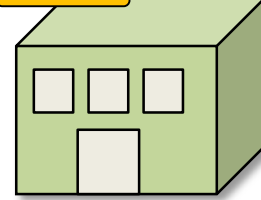
(表面)
(裏面)

高等学校等就学支援金申請手続きの際に番号を提示

住民票や保護者等の課税証明書の添付を省略可能。

高校生

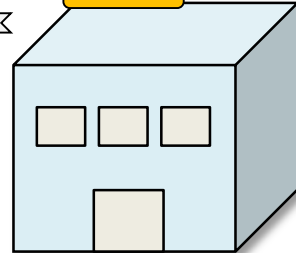
年金事務所



住民票、課税証明書の添付を省略可能。

厚生年金の裁定請求の際に番号を提示

市役所



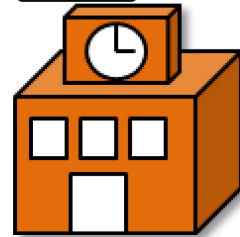
国民健康保険加入手続きの際に番号を提示

退職前に加入していた健康保険の被保険者資格喪失証明書の添付を省略可能。

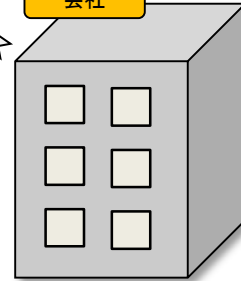
従業員やその扶養家族の番号を源泉徴収票に記載し、市役所や税務署に提出

源泉徴収票
1234 …

学校



会社



児童手当の認定請求の際に番号を提示

年金手帳や健康保険証の添付を省略可能。

扶養家族の番号を会社に提示

アルバイト先や会社に番号を提示

国民年金の第3号被保険者の認定、健康保険の被扶養者認定の手続きの際に、課税証明書の添付を省略可能。

大学生等

就職

退職

子育て

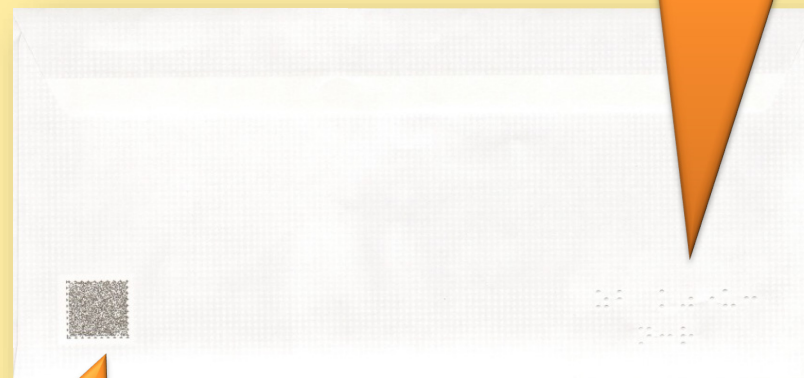
結婚

マイナンバーに関する送付物一式(案)①

「送付される封筒」



おもて面



うら面

「まいなんばー
つうち」
と点字してあります。

「音声コード」

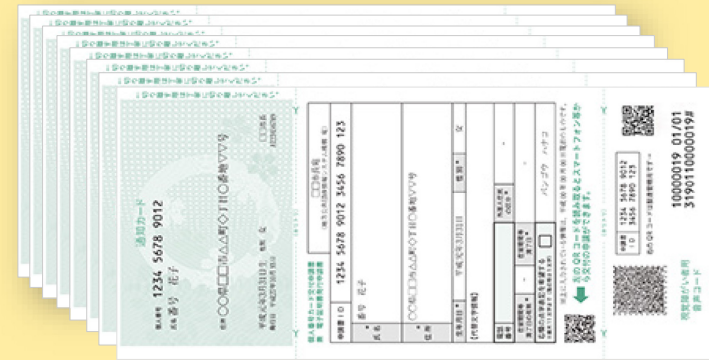
無料アプリ等でもマイナンバーに関する簡単なご案内を音声で聞くことができます。

マイナンバーに関する送付物一式(案)②

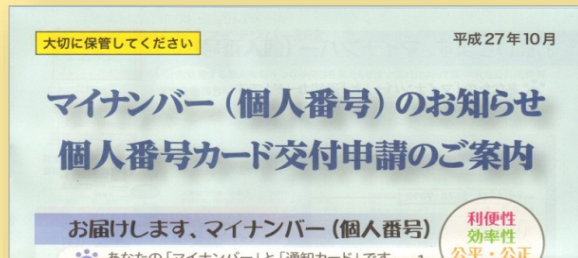
「封入されているもの」



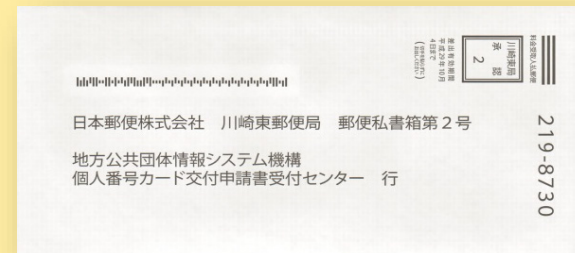
①宛名台紙(お問い合わせ先記載あり)



② 通知カード
+ 個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書
+ 音声コード台紙
※世帯人数分(1通で最大8人まで)



③説明用パンフレット(8ページ3つ折り)



(おもて面)

④個人番号カード申請書の返信封筒

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女 □□市長
発行日 平成27年10月 NN日 A123456789

↑切り離す際は丁寧に切り離してください。

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
* 番号	花子		
* 氏名			
* 住所	○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
電話番号	外国人住民の区分*	-	
在留期間等満了日の有無*	-	在留期間等満了日*	-
右欄の点字表記を希望する ※最大11文字まで(濁点等は1文字)	<input type="checkbox"/>	パンゴウ ハナコ	

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID	1234 5678 9012
	3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

(キトリ)

マイナンバー

みほん

↑切り離す際は丁寧に切り離してください。

● 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

● この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター Tel XXX-XXX-XXX

● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

・最近6ヶ月以内に撮影
・正面、無帽、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方は原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
口を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	フリガナ		本人との関係
	代理人氏名(自署)	印	
	代理人住所	〒 -	(電話番号:)

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

● 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧ください。

● 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

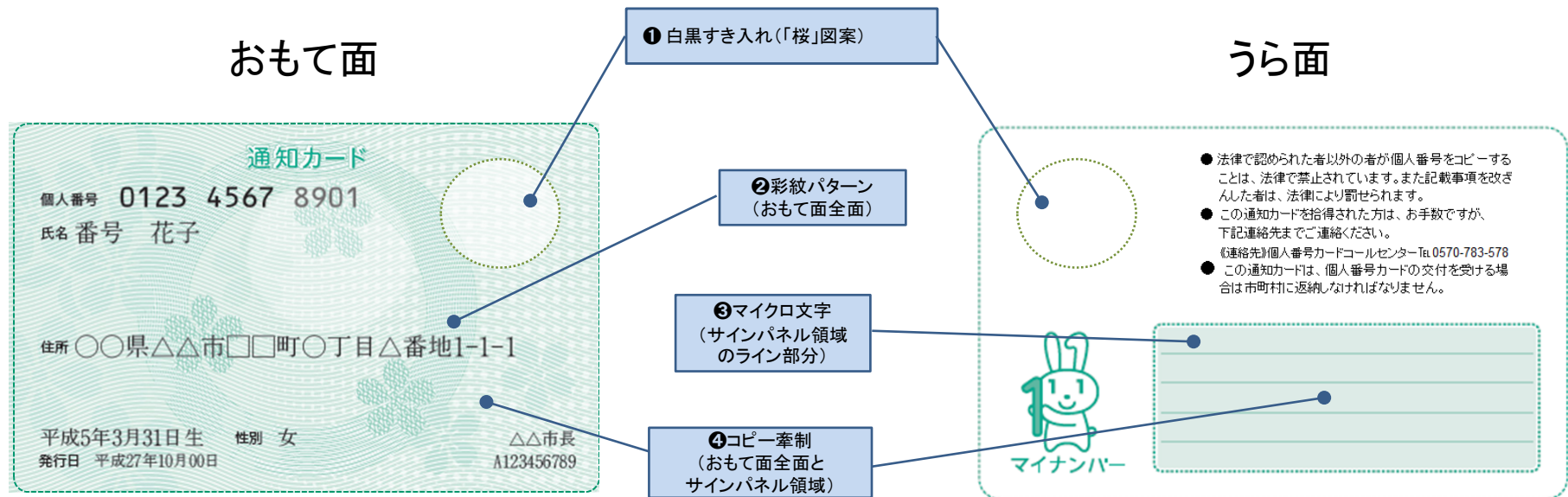
● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

(キトリ)

【おもて面】

【うら面】

通知カード(案)



セキュリティ対策	内容と必要性
① 白黒すき入れ	図柄の陰影を表現可能な透かし技術で、紙幣と同様の偽造対策効果あり。(複写不可、偽造困難)
② 彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。
③ マイクロ文字	特定の箇所通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
④ コピー牽制	コピー時に「複写」の文字が浮かび上がることで、複写による偽造が困難となる。

※通知カードの郵送は簡易書留(ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し)により行い、世帯への確実な交付を実施

個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

様式

表面(案)



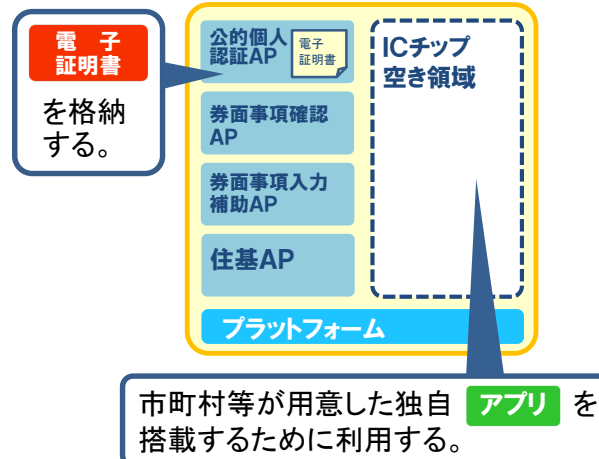
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成



申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病
気、年金受給、災害等、多くの場面で
個人番号の提示が必要となる。

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

券面

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

マイポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

○行政の効率化
○手続き漏れによる損失の回避

電子
証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な
場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新
規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な
場面で活用が可能。

券面

または

電子
証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各
種の民間のオンライン取引に利用
できるようになる。

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

電子
証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面

または

アプリ

または

電子
証明書

コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

現在、約90市町村(国民の約1割強)が利用で
きる。アンケート調査によると、今後、約700弱の
市町村が導入予定(国民の約7割)。

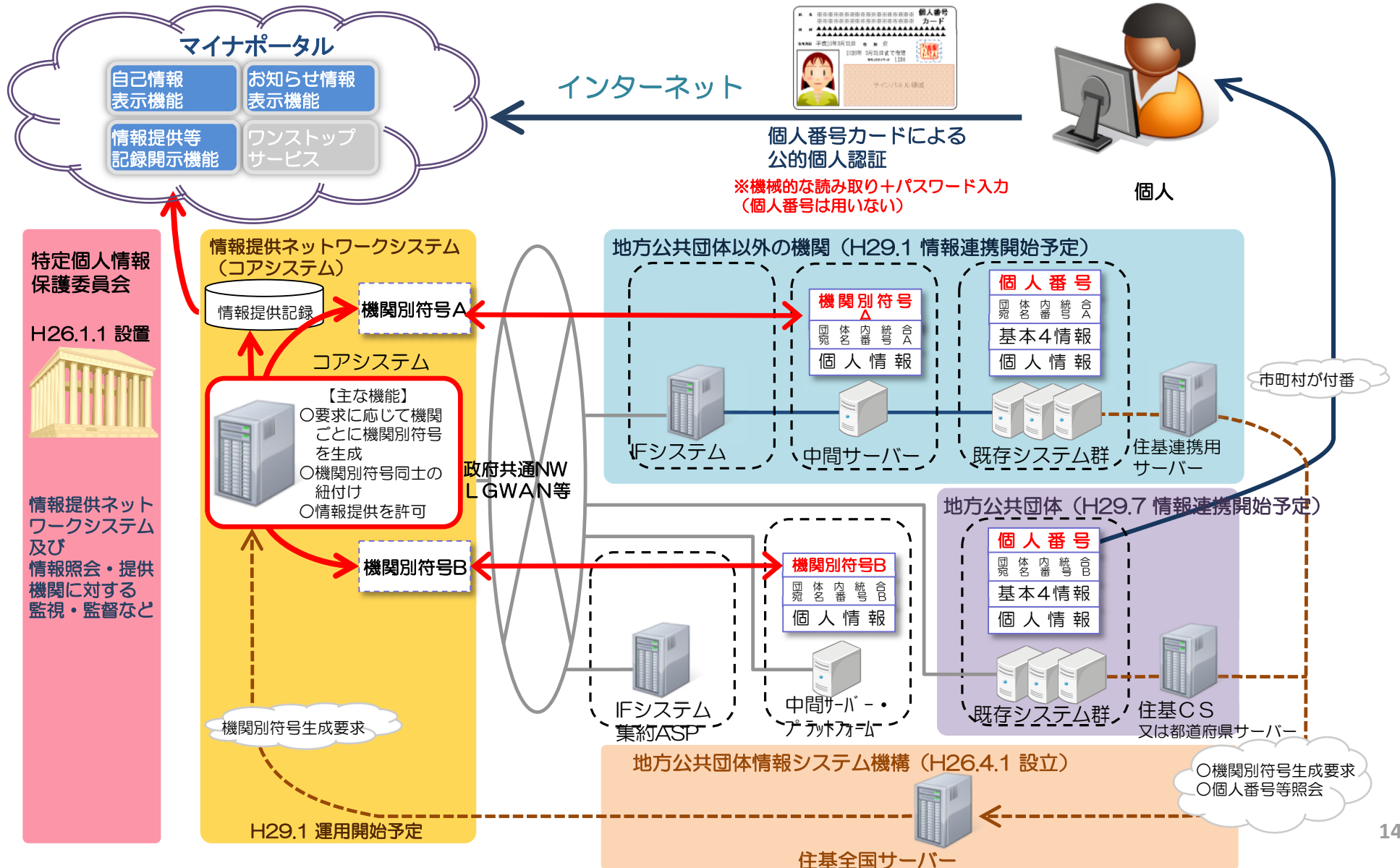
○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

アプリ

または

電子
証明書

情報連携により国民の負担軽減が実現します。 ただし、マイナンバーを使った情報連携は行いません！



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

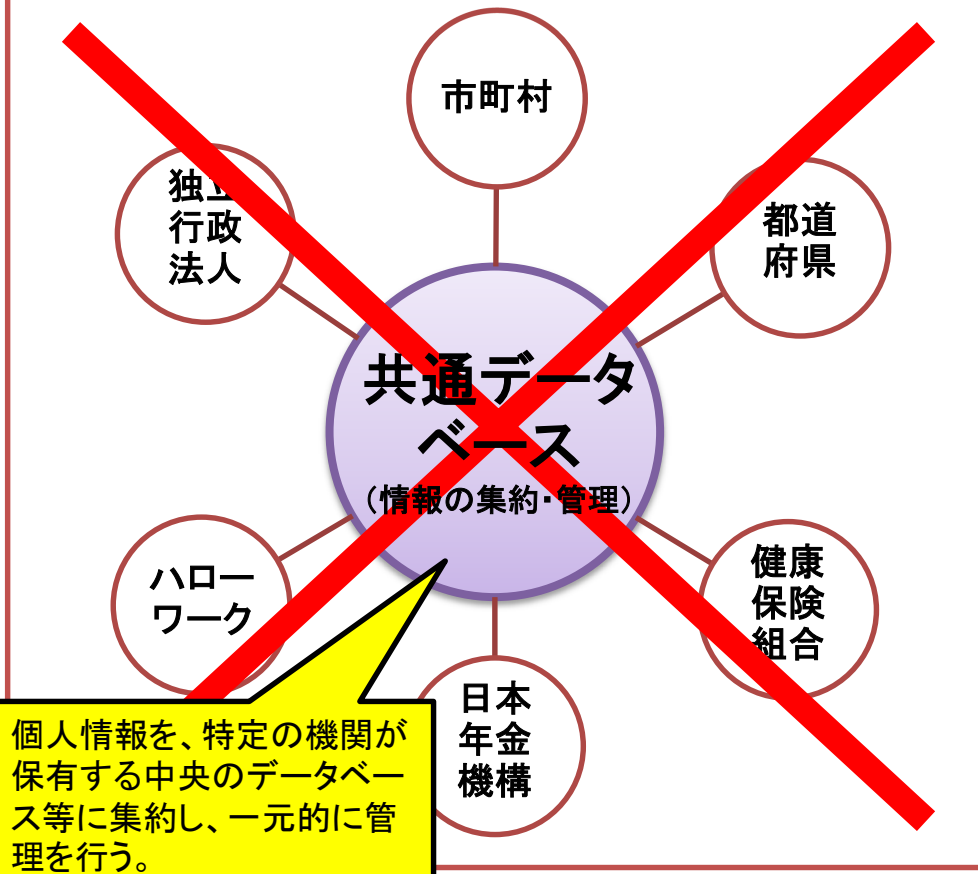


個人情報管理の方法について

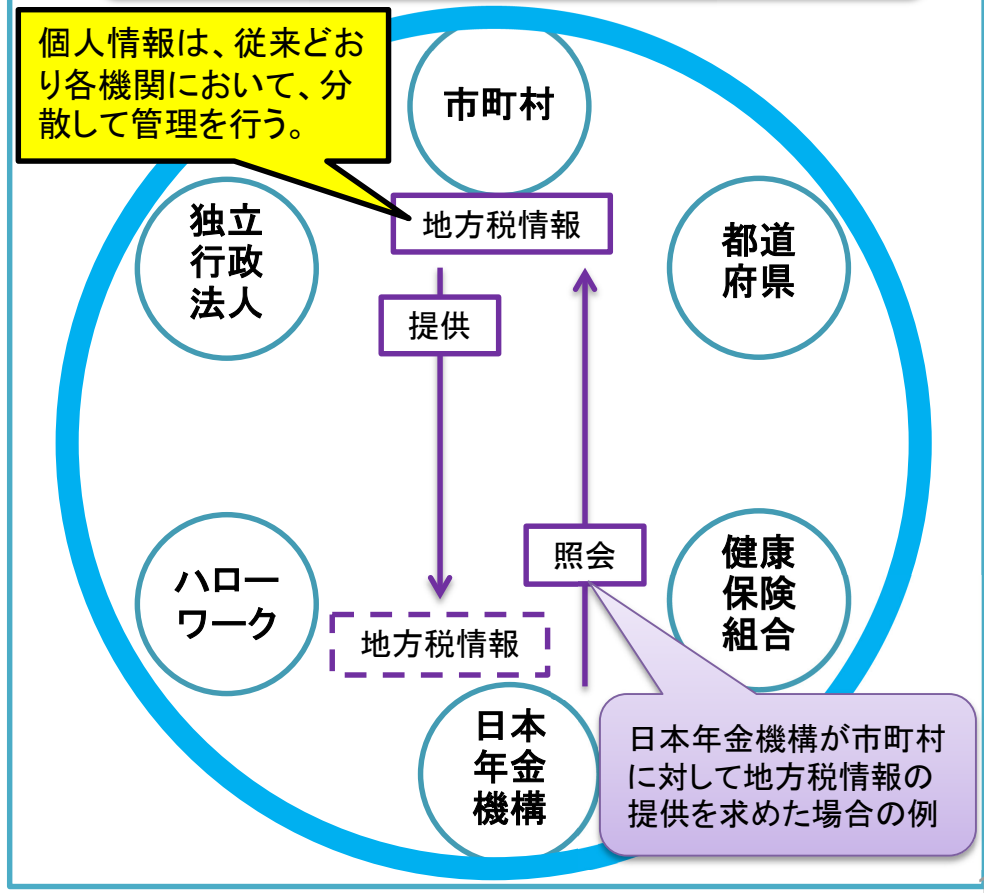
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるもの○に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

一元管理

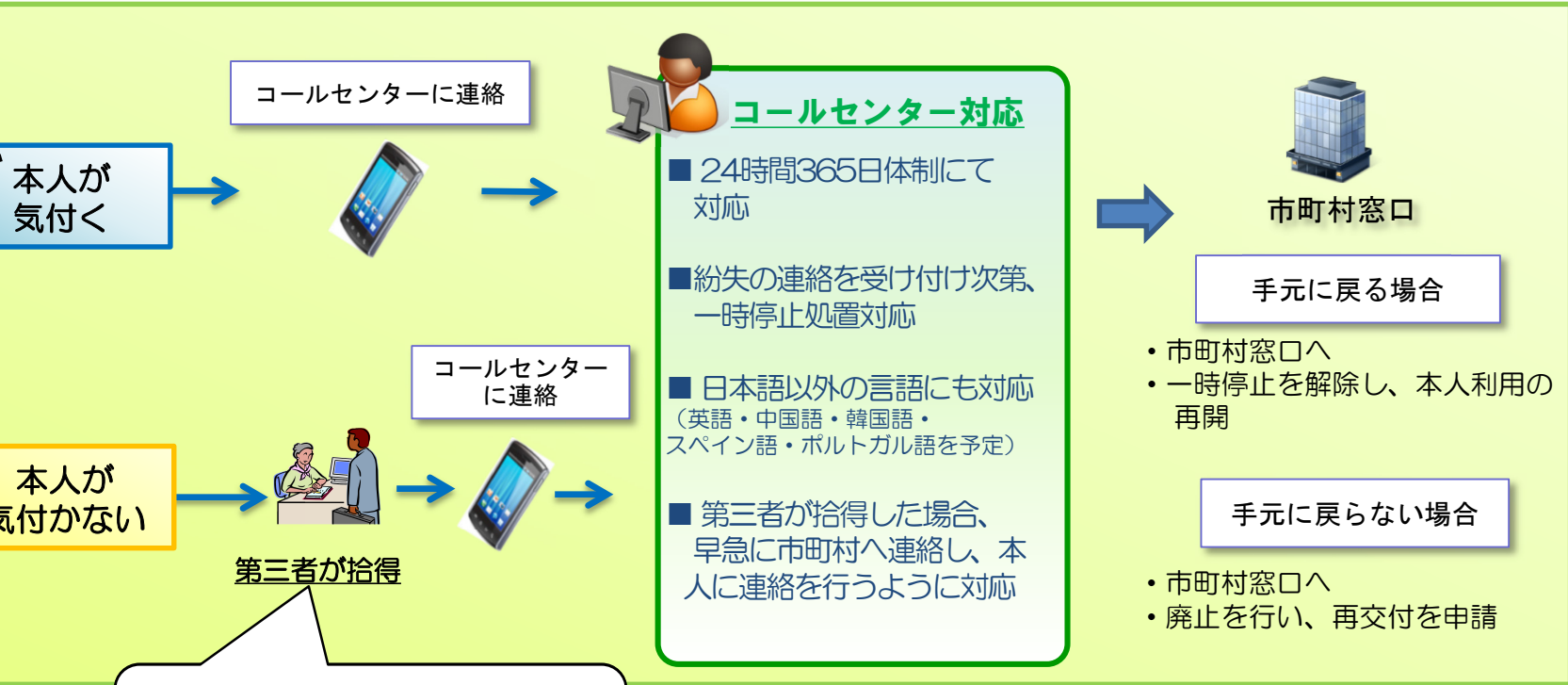


分散管理

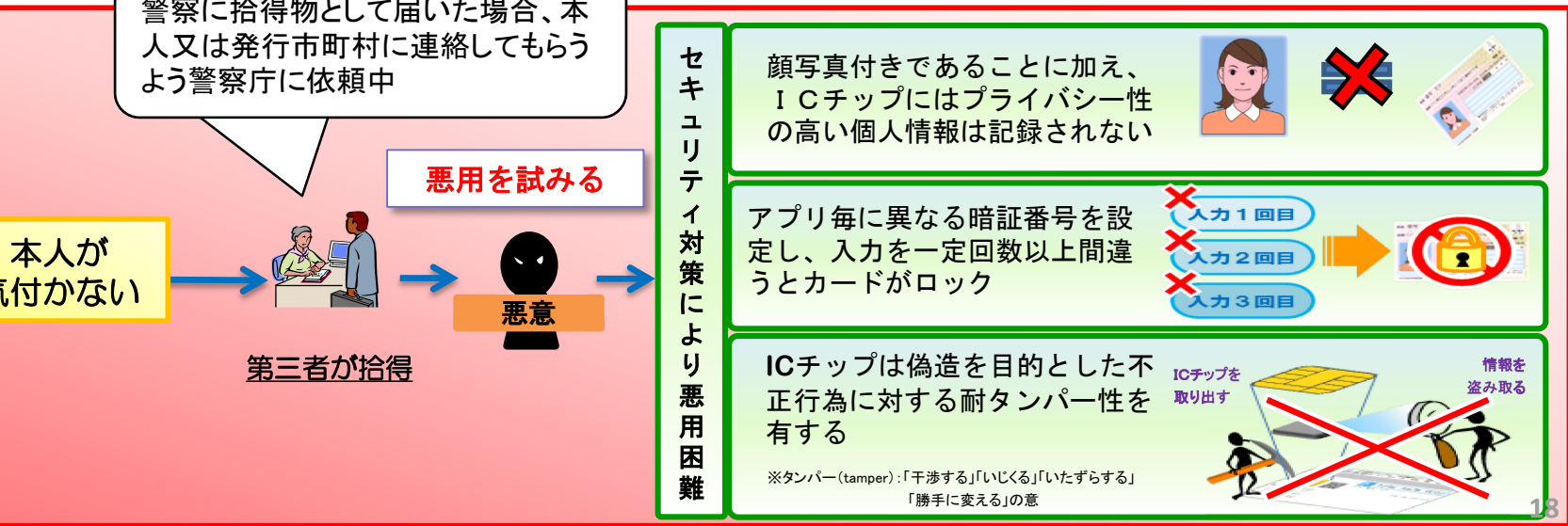


個人番号カードを紛失した場合の対応～24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策～

カードの紛失



警察に拾得物として届いた場合、本人又は発行市町村に連絡してもらうよう警察庁に依頼中



罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 <u>情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	—	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	特定個人情報保護委員会の委員長、委員、事務局職員が、 <u>職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	—	—	1年以下の懲役 or 30万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、 <u>職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	—	—	—
	委員会から命令を受けた者が、 <u>委員会の命令に違反</u>	2年以下の懲役or50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	委員会による検査等に際し、 <u>虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等</u>	1年以下の懲役or50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金

民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



国民



従業員や
その扶養家族

個人番号
1234.....

個人番号の提示



金融機関の顧客
原稿の執筆者など

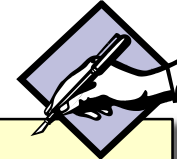
民間事業者

源泉徴収票や
支払調書の作成



健康保険、厚生
年金、雇用保険
の被保険者資格
取得届の作成

各種法定調書や被保険者
資格取得届等に**個人番号**
を記載し、行政機関等に
提出します。



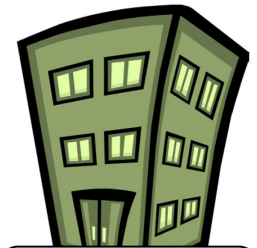
支払調書
(イメージ)

支払を
受ける者 **個人番号** 1234.....
氏 名 番号 太郎

被保険者資格取得届
(イメージ)

個人 番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678..	難波 一郎	25.4.1
9876..	難波 花子	25.4.1

行政機関



税務署
市区町村



年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

法律で定められた事務以外で
マイナンバーを利用することは出来ません。

税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
 - ・ 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ

従業員や金銭等の
支払を受ける者



個人番号
1234

民間事業者は、個人番号関係事務実施者として金銭等の支払を受ける者の番号の提示を受ける

民間事業者



申告書

支払
調書

支払
報告書

申告書等に民間事業者の
番号を記載して提出

源泉徴収票(支払報告書)・支払調書
等に支払を受ける者等の番号及び民間
事業者の番号を記載して提出

税務署

地方団体



税務関係の申告書や法定調書への 番号記載時期は、以下のとおりです。

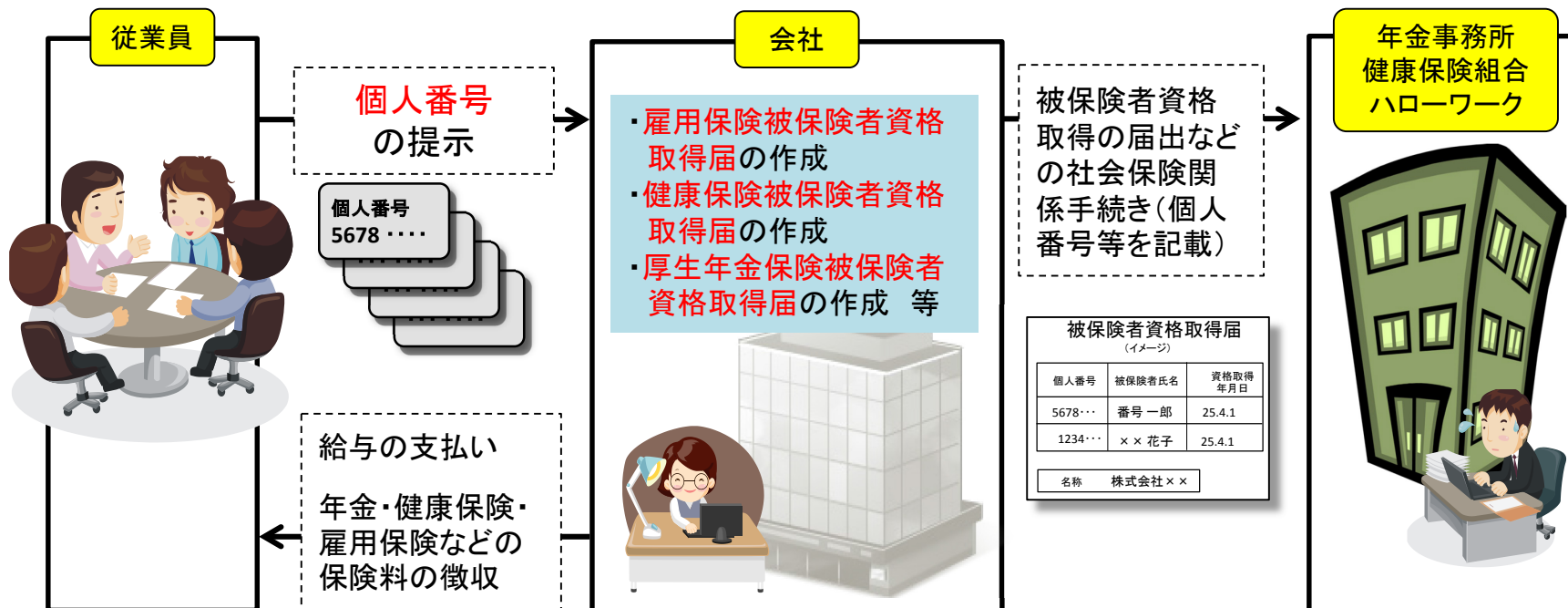
税目	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年の途中で出国⇒出国の時まで ○ 年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成29年2月1日から3月15日まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年の途中で死亡⇒相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間申告書⇒事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 ○ 新設法人・決算期変更法人⇒決算の日から2月以内
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<p><個人> 平成28年分の場合⇒平成29年1月1日から3月31日まで</p> <p><法人> 平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで ○ 中間申告書 ○ 課税期間の特例適用
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合⇒平成28年11月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所及び居所を有しないこととなるとき⇒住所及び居所を有しないこととなる日まで
酒税・間接諸税	平成28年1月1日以降の移出等に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒平成28年2月1日から2月29日まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年中から提出
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）	<p>（例）平成28年分給与と所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで</p> <p>（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に行うことができます。</p>	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内 ○ 退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年中から提出

（※）法定調書提出義務者（個人番号関係事務実施者）は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要となります。

社会保障関係の申請書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条



社会保障関係書類（事業主提出）への マイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等(※)	平成29年1月1日提出分～ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※日本年金機構におけるマイナンバーの利用、情報連携の開始時期を一定期間延期するための法案修正が国会で成立。</div> 平成28年1月1日提出分～

※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

- ・ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。
- ・ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定。
- ・ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。
(例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。



マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認

身元(実存)の確認



個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等

運転
免許証

or

パス
ポート

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

※ 上記が困難な場合は、**健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示**

等

※ 雇用関係にあるなど、**人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務実
施者が認めるときは、身元(実存)確
認書類は要しない**

マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。



法律では、マイナンバーの**利用範囲を限定**し、**利用目的を超えた目的での利用を禁止**するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された保護措置及びその解釈**について、**具体例を用いて分かりやすく解説**しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用することはできません。※例：マイナンバーを社員番号に利用することはできません。

【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

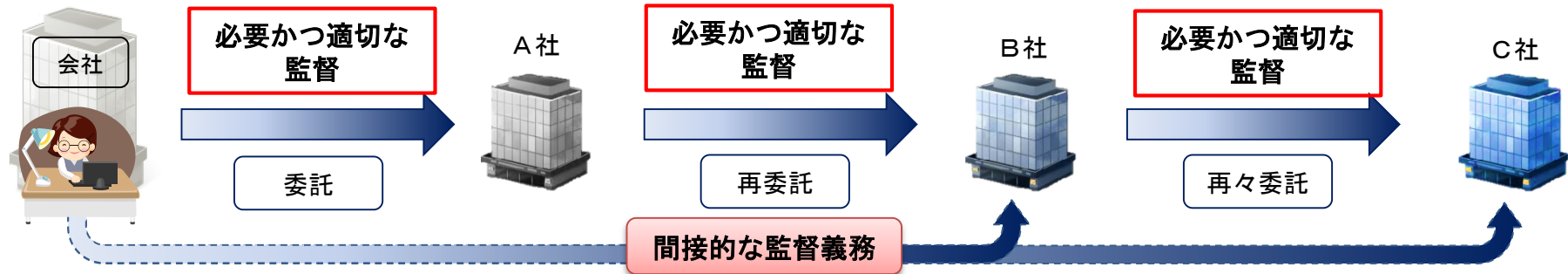
【特定個人情報の提供制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

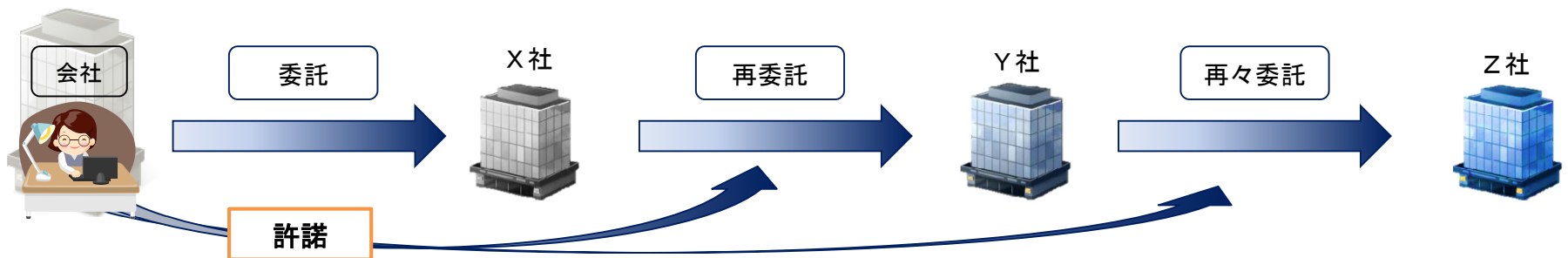
- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。

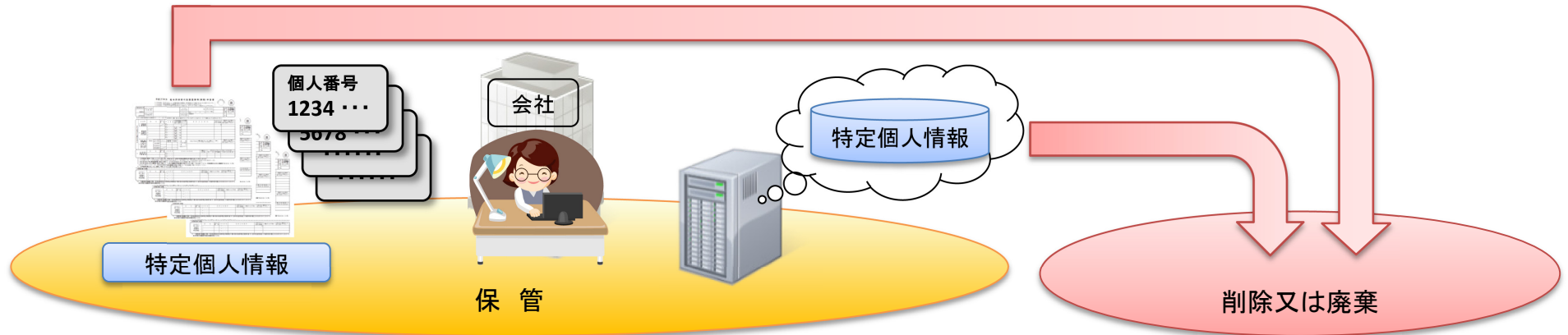


【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



マイナンバーの 保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

法人にも法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出るにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。

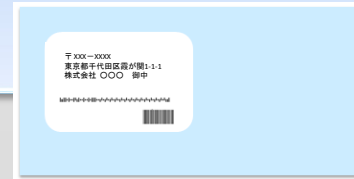


ポイント！

1法人に
1番号のみ

通知

- 平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始する予定です。



ポイント！

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。



ポイント！

法人番号はどなたでも
自由に利用可能

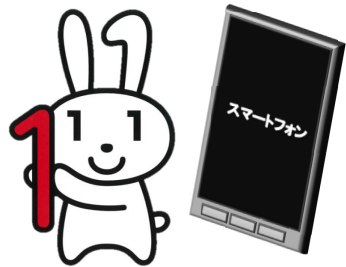
法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能



社会保障・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

検索方法について調べたい場合は、次の「ご利用方法について」をタップしてください。

ご利用方法について

法人番号で
法人の商号及び所在地などを調べる

法人番号 13桁 半角数字

1234567890123 検索

0桁

複数の法人番号をまとめて検索したい場合は、次の「法人番号をまとめて検索する」をタップしてください。

法人番号をまとめて検索する

検索機能

- あいまい検索
- 絞り込み検索
- 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- 月末時点のすべての最新情報
- 日次の更新情報
- データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

(※) 公表機能の詳細については、
国税庁HPのトップページの

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

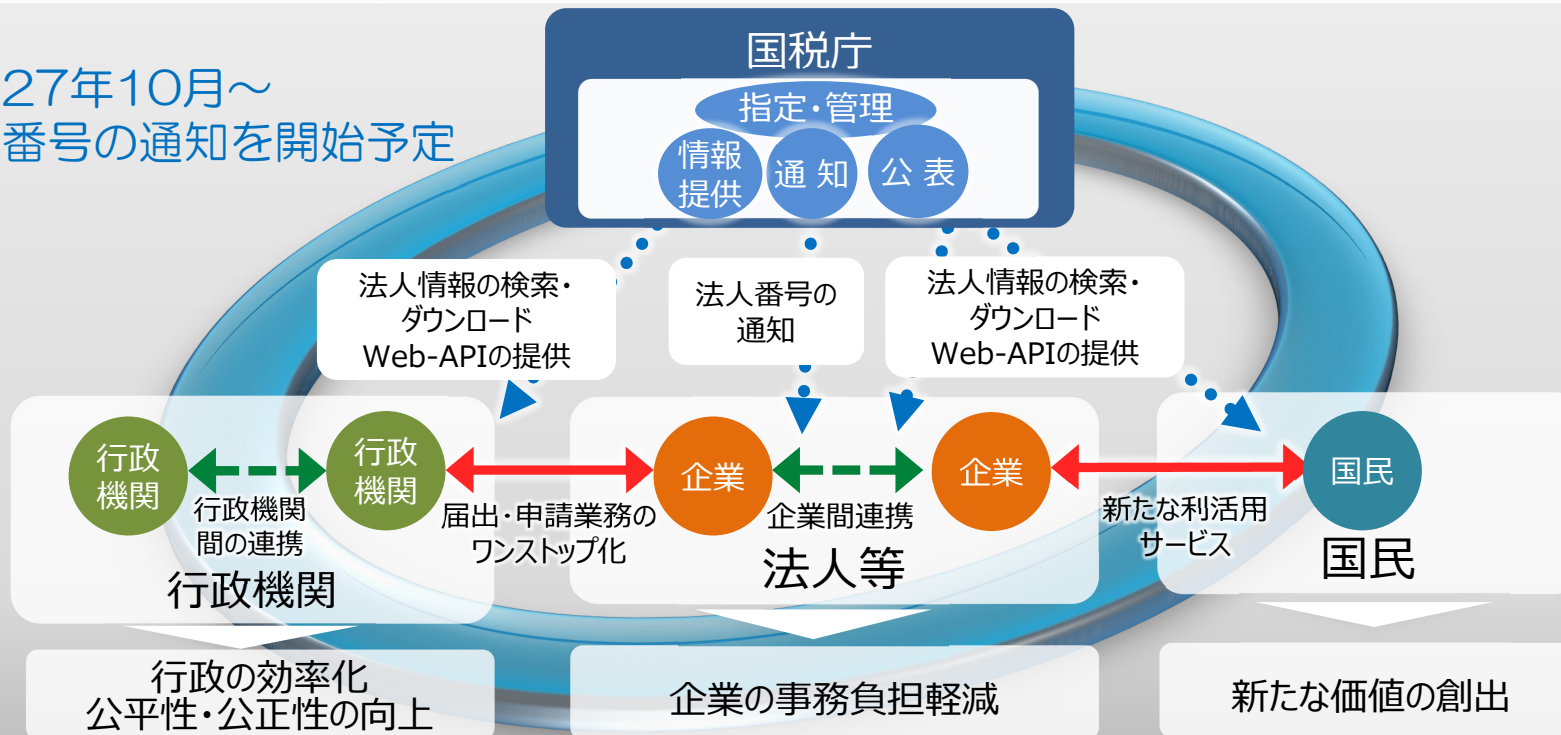


をクリック。

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



平成27年10月～
法人番号の通知を開始予定



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

マイナンバー制度の施行に向け

準備を進めてください。



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ

取得 (本人・扶養家族)

安全管理措置

保管

利用

提供

開示・訂正・利用停止

廃棄

利用場面の例

入社

身上関係
変更 (結婚、
被扶養者追加等)

休職・復職

組織異動
(分社、出向等)

証明書発行

退社

対象業務の例

納税手続

年末調整、
源泉徴収
等

社会保険
関係手続

雇用保険、
健康保険、
厚生年金
保険等

対処方針を決めるべき項目例

社内規程の見直し (基本方針、取扱規程)

システム対応 (改修等)

安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、
区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)

社員研修・勉強会の実施

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

事業者のためのマイナンバー 準備スケジュール（例）

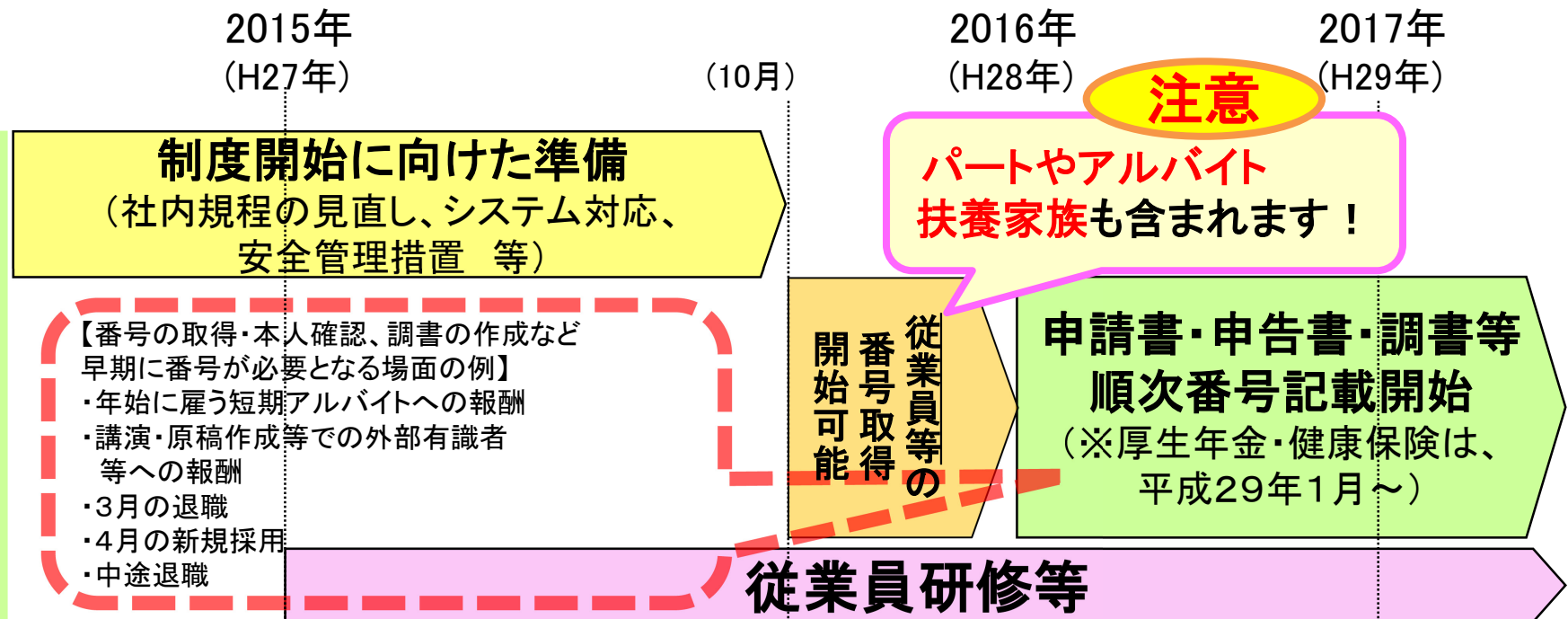


準備のために必要な手順

- ①マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう！
- ②利用スケジュールを確認！
→いつまでに従業員等のマイナンバーを取得すればよいか確認しましょう！
- ③マイナンバーの取得の前に、安全管理措置の検討をしましょう！

以下のようなスケジュールで対応が必要です！

事業者の対応



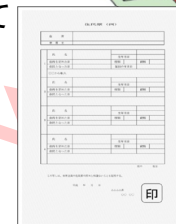
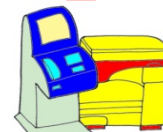
個人番号カードの普及について

公的機関が発行し、国民全員が 取得可能な唯一のICカード身分証明書

- ※個人番号制度の基盤となるカード
- ※搭載された電子証明書でマイ・ポータルにログイン
- ※個人番号確認・本人確認を一枚で実現
- ※無駄のない発行手続
 - ・通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書を送付
 - ・原則、市町村への一度の来庁で交付
 - ・発行手数料について可能な限り負担が生じないよう検討

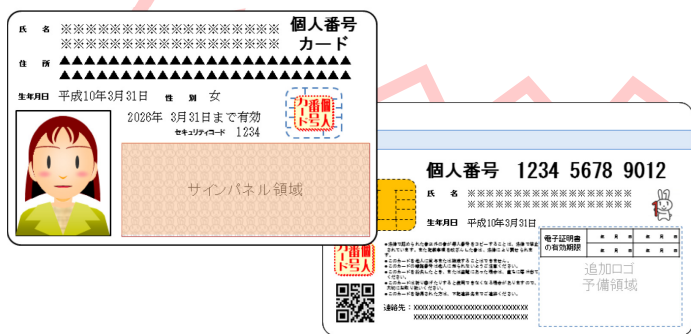
地方公共団体等が カードアプリでサービス提供

- (例)住民票の写しのコンビニ交付、
印鑑登録証、図書館カードとしての
利用など



スマートフォン、CATVで カードを利用

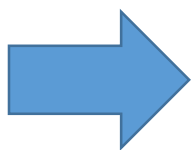
- ※今後普及の進むNFCモデル
スマートフォンをカードリーダ
として利用(予定)
- ※CATVでの利用については
総務省で調査研究を実施中



個人番号カードに搭載された電子証明書は、民間のオンライン
手続にも利用可能に

(例)インターネットバンキング、オンラインショッピング

※総務大臣の認定を受けた民間事業者の手続に利用可。



個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（1／3）

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)の変更
(平成27年6月30日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カードなどの行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。更に、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始を目指し、検討を進める。

③マイナポータルの構築・利活用

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

④個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（2／3）

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定

（平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

（1）地方創生IT 利活用促進プランの推進

○国・地方公共団体におけるIT利活用に係る行政サービスの向上

- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体で上述システムの利用を可能とする。
- ・ 地域の企業等における国・地方公共団体等との契約・手続きに関し、その書類作成・送付・立ち合い等の負担を軽減するため、個人番号カード及び法人番号等を活用して、国・地方公共団体等に関し横断的に資格審査・入札・契約を電子的に処理し得る環境を整備する。

○農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等

- ・ マイナンバー制度の導入を見据え、複数分野のサービス等の連携、新たな社会サービスの創出のインフラとなる公的個人認証サービスの活用を推進する。

4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

（1）安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

○マイナンバー制度の導入

- ・ 2015年10月より個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。

○マイナポータル構築・利活用

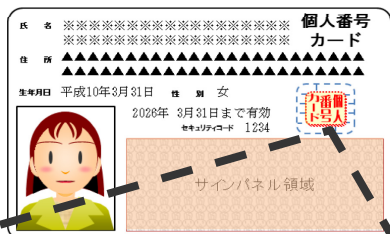
- ・ 国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（3／3）

○個人番号カードの普及・利活用の促進

- ・ 2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する（電子証明書を含めて初回交付無料）。なお、交付に当たっては、顔認証システムも補助的に活用する。
- ・ 2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。
- ・ 2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。
- ・ 2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。
- ・ 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化等、市町村による独自利用の推進を図る。
- ・ 各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。
- ・ 個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。
- ・ 個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行い、コンビニ交付について2016年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。
- ・ 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始をめざし、検討を進める。
- ・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。
- ・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、2016年1月より、署名用電子証明書の有効期間を発行後の5回目の誕生日までに延長するとともに、利用者証明用電子証明書を導入する。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。
- ・ 自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進めるための検討を行う。

個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

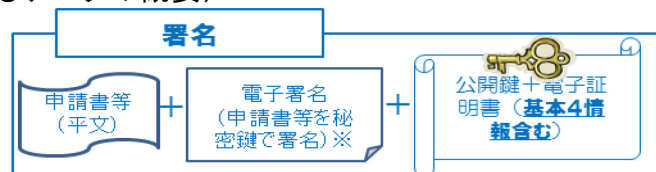
公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。


利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)
インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)
マイ・ポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)






署名用秘密鍵


- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

氏名	宮 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区 宮ヶ岡2-1-1
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

 署名用公開鍵

※基本4情報を記録




利用者証明用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

 利用者証明用公開鍵

※基本4情報の記録なし

公的個人認証の民間拡大

電子証明書



氏名	番号	花子	個人番号 カード
住所	△△県○○市□□□町1-1-1		
生年月日	平成10年3月31日	性別	女
	2026年3月31日まで有効 セキュリティコード 1234		
サインパネル領域			



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

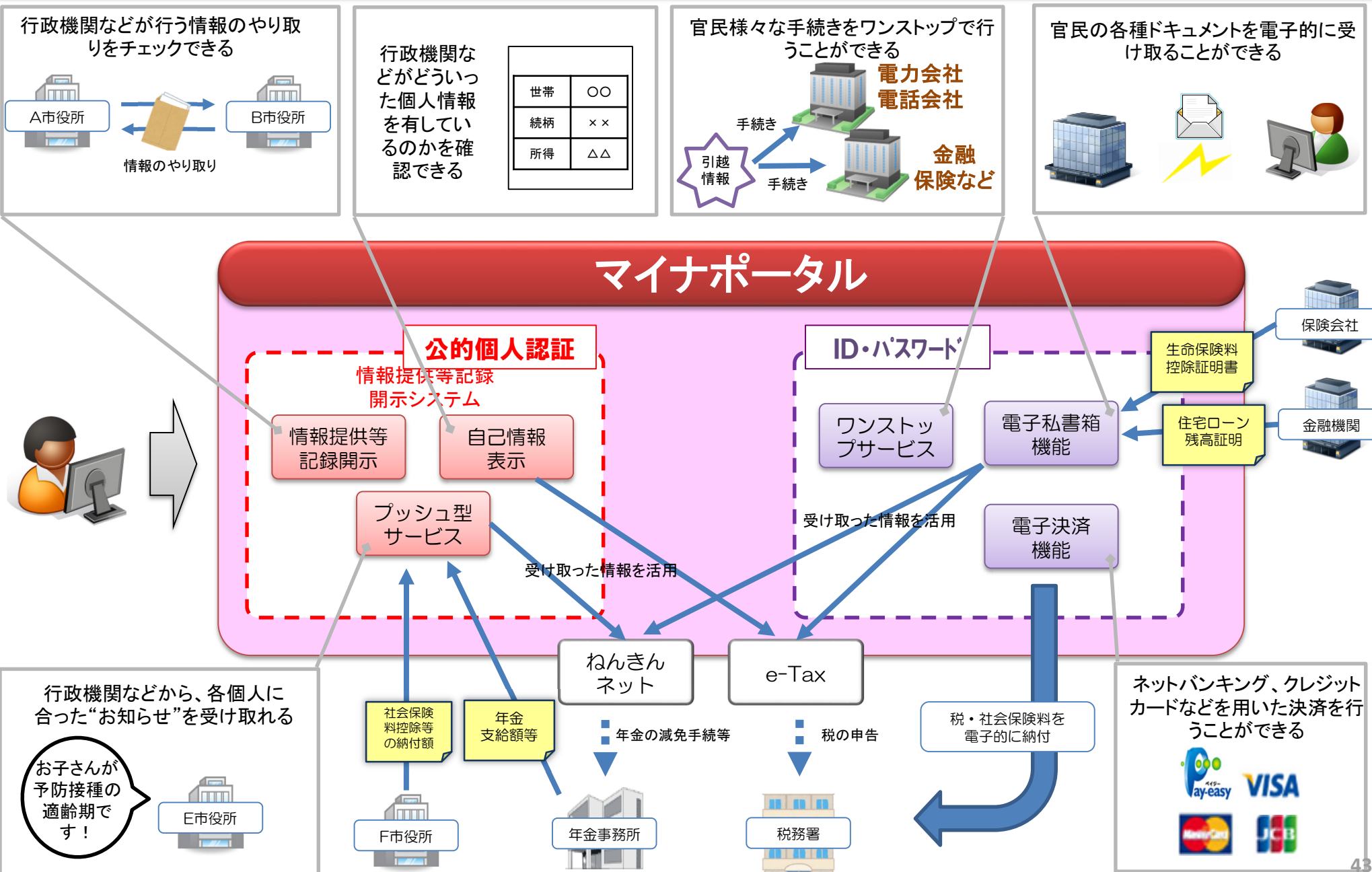
③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

マイナポータル サービス拡充について



行政機関などが行う情報のやり取りをチェックできる

A市役所 ↔ B市役所

情報のやり取り

行政機関などがどういった個人情報を持っているのかを確認できる

世帯	〇〇
続柄	××
所得	△△

官民様々な手続きをワンストップで行うことができる

電力会社
電話会社
金融
保険など

引越情報

手続き

官民の各種ドキュメントを電子的に受け取ることができる

マイナポータル

公的個人認証

情報提供等記録
開示システム

情報提供等
記録開示

自己情報
表示

プッシュ型
サービス

受け取った情報を活用

ID・パスワード

ワンストップ
サービス

電子私書箱
機能

受け取った情報を活用

電子決済
機能

行政機関などから、各個人に合った“お知らせ”を受け取れる

お子さんが予防接種の適齢期です！

E市役所

社会保険料控除等の納付額

年金支給額等

ねんきんネット

年金事務所

年金の減免手続等

F市役所

e-Tax

税務署

税の申告

税・社会保険料を電子的に納付

ネットバンキング、クレジットカードなどを用いた決済を行うことができる

pay-easy VISA
MasterCard JCB

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるような所要の措置を講ずる(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。なお、マイナンバーの利用開始は平成28年1月の予定)。

【行政機関等】

〔預金保険機構〕



〔地方自治体・年金事務所等〕



〔税務署〕



マイナンバー付で
預金情報を照会

【社会保障給付関係法律・預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された預金情報の提供を求めることができる旨の照会規定等を整備
(税務当局は現行法で照会可能)

【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする
(社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)

【銀行等】

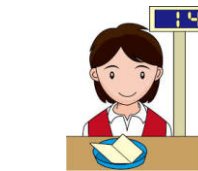


【国税通則法改正】

照会に効率的に対応することができるよう、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課す

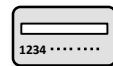
【顧客名簿】

預金者名	個人番号	種類	口座番号	残高
〇〇 〇〇	1234	普通	123...	〇〇円
		定期	456...	〇〇円
×× ××	9876	普通	987...	××円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

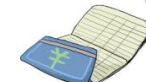


預金者は、銀行等から、マイナンバーの告知を求められる
※ 法律上、告知義務は課されない

〔番号を告知〕



〔番号を告知〕



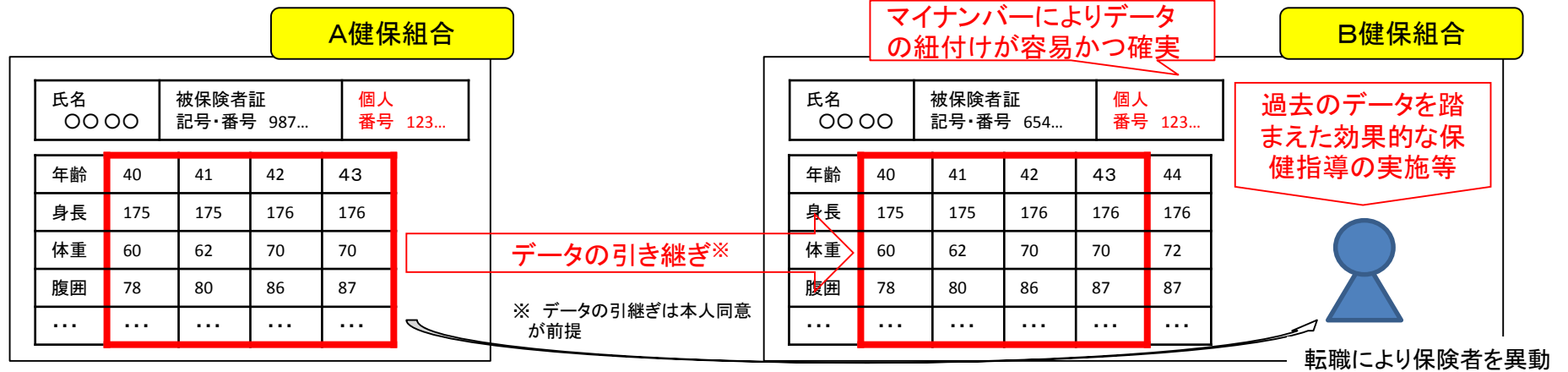
【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

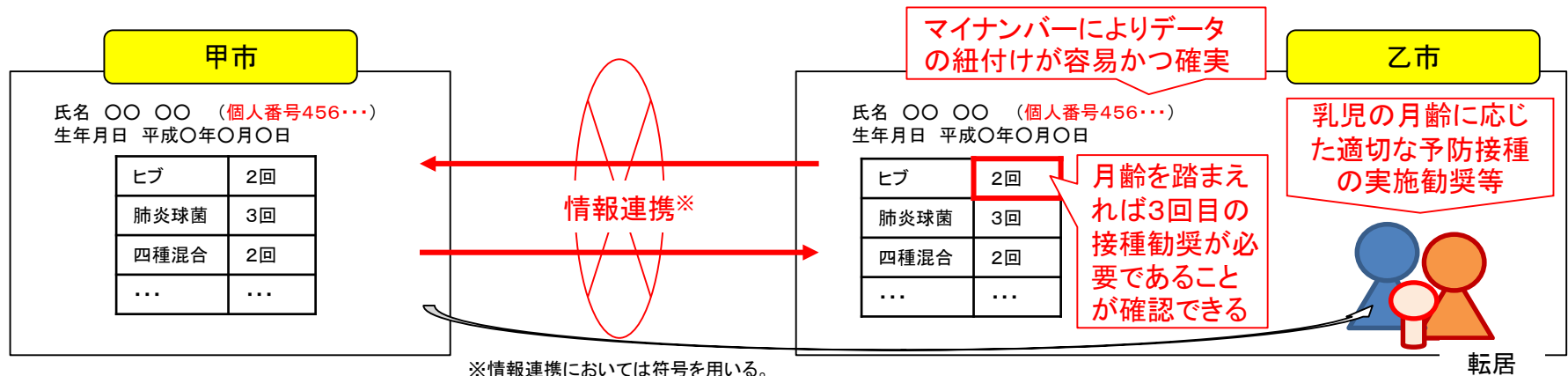
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について

1. 特定優良賃貸住宅の管理に関する事務におけるマイナンバーの利用

現状

- ・公営住宅、特優賃について、一体で事務処理
- ・入居申請に必要な添付書類も同一

公営住宅の管理に関する事務

マイナンバー

特定優良賃貸住宅の管理に関する事務

- ・一方においてマイナンバーが利用できないため、却って事務が非効率化するおそれ
- ・同種の手続きにおいて一方は添付書類不要で、一方は必要とされるのは申請者に混乱を来すおそれ

改正

- ・特定優良賃貸住宅の管理についてもマイナンバーの利用を可能とする

公営住宅の管理に関する事務

マイナンバー

特定優良賃貸住宅の管理に関する事務

マイナンバー

- ・公営住宅の管理、特優賃の管理についてマイナンバーを利用して、一体として効率的に処理が可能
- ・いずれの申請手続きにおいても添付書類は不要となり、住民の利便性がより一層向上する

2. マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用

地方公共団体が条例を定めることにより独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにより、添付書類の削減を可能とするなど、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができる。

A県

別表第1に基づきマイナンバーの利用が可能

○高等学校等修学支援金支給法に基づく事務

➢ 高等学校の授業料補助

マイナンバー

条例を定めることでマイナンバーの利用が可能

○県の独自事務

➢ 高等学校の授業料補助の上乗せ

マイナンバー

- ・別表第2に基づき情報連携可能
- ・課税証明書の添付不要

情報提供ネットワークシステム



B市

地方税関係情報 (所得情報)



現行では情報連携できないため、課税証明書の添付が必要

特定個人情報保護委員会の改組について

1. 個人情報全般の保護への所掌事務拡大

現状

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、
新たに個人情報全般の適正な取扱いの確保に所掌を拡大

改組後

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



個人情報全般について

- ・適正な取扱いの確保のための監督
- ・認定個人情報保護団体の監督
- ・個人情報全般に関する広報・啓発
- ・個人情報の取扱いに関するグローバル化への対応 等

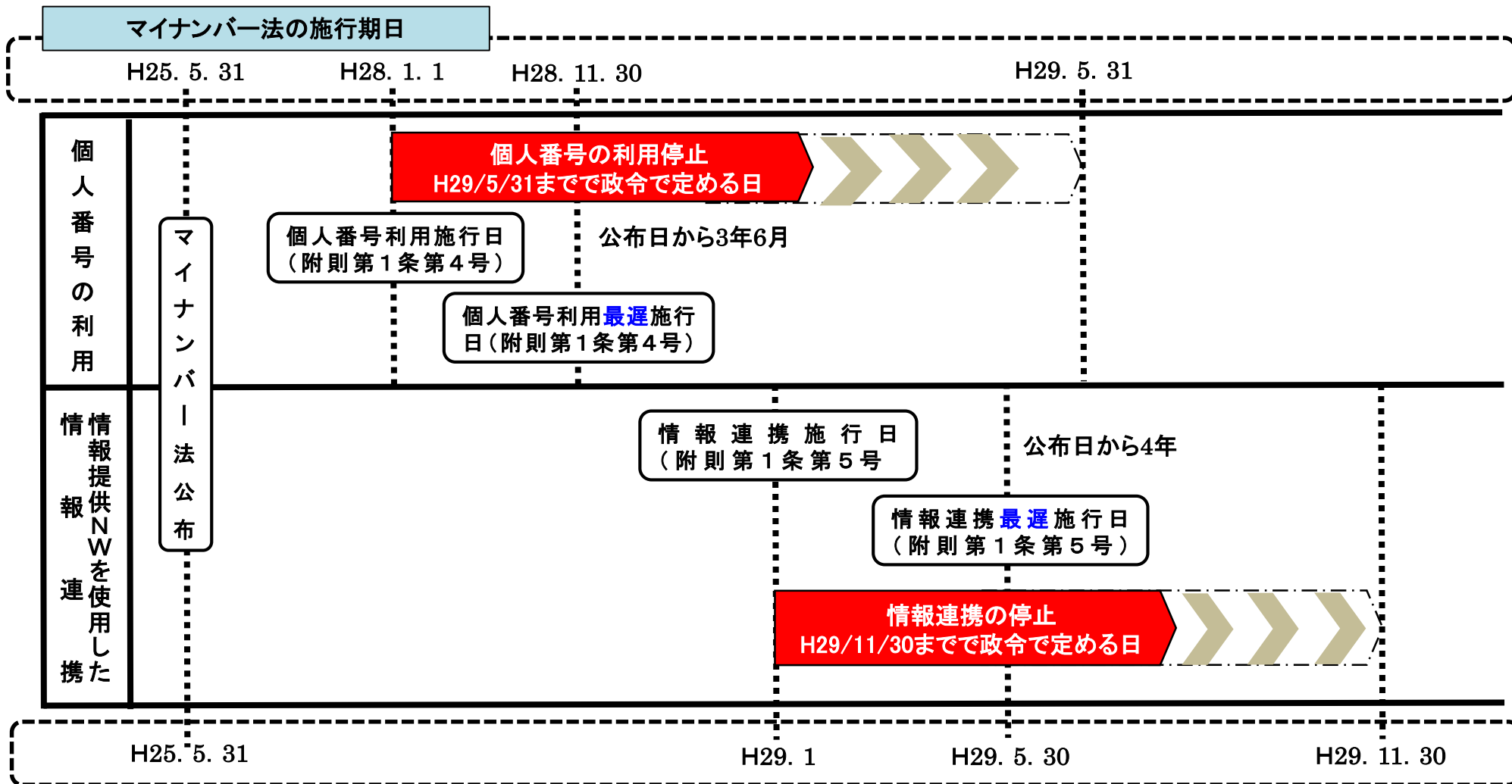
※行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する総務大臣の権限・機能等と委員会の関係については、総務省の研究会において検討中。

2. 組織形態

- ・特別職の委員長及び委員からなる合議制の第三者機関
- ・委員は、国会の同意を得て任命(国会同意人事)され、独立して職権を行使
- ・所掌事務の拡大に伴う体制の強化

マイナンバー法修正部分について①

日本年金機構については、下図に示すとおり、個人番号の利用及び特定個人情報の照会及び提供(情報連携)を行わないものとする。



※附則第1条第4号：(省略) 公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

※附則第1条第5号：(省略) 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

マイナンバー法修正部分について②

1. 研修の実施

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルの取扱事務の従事者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項等に関する研修を行うものとする。

2. 委員会による検査等

個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について、①行政機関、独立行政法人等及び機構は、委員会による定期検査を受けるものとし、②地方公共団体及び地方独立行政法人は、委員会に対して定期報告をするものとする。

3. 特定個人情報の漏えい等に関する報告

個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

4. 特定個人情報の保護を図るための連携協力

委員会は、特定個人情報の保護を図るため、内閣サイバーセキュリティセンターと情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

5. 国の行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するための体制整備等についての検討

政府は、国の行政機関等におけるサイバーセキュリティに関する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

マイナンバーがはじまると くらしがこんなに便利に！



マイナンバーで、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を！

マイナンバーで行政間の連携を図り、所得や年金の受給状況などをきちんと把握し、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行います。



**行政手続きが簡単！
年金や福祉の申請がスムーズに！**

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続きの際に必要な添付書類が削減されます。

個人番号カード



**個人番号カードが、図書館カード、
印鑑登録証や健康保険証のかわりに！**

図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに利用可能となります。個人番号カードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。



**コンビニなどで住民票など
証明書の取得が可能に！**

個人番号カードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明証がコンビニでも取得できる自治体が大幅に増える予定。手軽さと速さがうれしい。

マイナポータル



**予防接種のお知らせなど
個人に合った情報が届きます。**

パソコンやスマホからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。



**将来的には、引っ越しなどの届出
がパソコンでまとめて！**

引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

マイナンバーでこんなに変わる！年金・税の手続き ライフステージ別事例集(イメージ)

(参考2)

20代

30代～50代

60代～



20代・大学生
Aさん

【スマホの年金アプリで将来もらえる年金見込み額を簡単チェック！】
スマートフォンにダウンロードした年金アプリで情報収集。簡単な入力で将来自分が受け取れる年金見込み額がわかり年金がぐっと身近に。



20代・自営業
Bさん

【ネットで年金・国税・地方税などの手続きがワンストップで処理可能に！】
マイナポータルを通じて、年金の申請・納付手続、確定申告、自動車税の納付など様々な行政手続が可能に。窓口の実質的な一元化により大幅に利便性が向上。



30代・会社員
Cさん

【住宅ローン控除申告で住民票添付が不要に！】
住宅ローン控除申告に必要な住民票が添付不要に。取得のために役所に行く必要がなくなり負担軽減。



40代・求職中
Dさん

【ワンクリック免除申請で国民年金保険料の免除手続が簡単に！】
失業し所得なし。国民年金保険料の免除をオンラインの簡便な手続で申請。



50代・会社員
Eさん

【ふるさと納税による寄附金控除が簡単に！】
ふるさと納税をした地方自治体からマイナポータルに寄附額の情報を通知。その情報を活用して簡単に寄附金控除が可能に。



60代・自営業
Fさん

【年金の裁定請求で住民票添付が不要に！】
年金の裁定請求に必要な住民票が添付不要に。取得のために役所に行く必要がなくなり負担軽減。



70代・年金受給者
Gさん

【医療費通知を活用して医療費控除が簡単に！】
手術及びその後の通院で多額の医療費を支出。マイナポータルに通知された医療費情報を活用して医療費控除の適用を受けオンラインで還付申告。領収書の保存や集計の手間が省け便利さを実感。

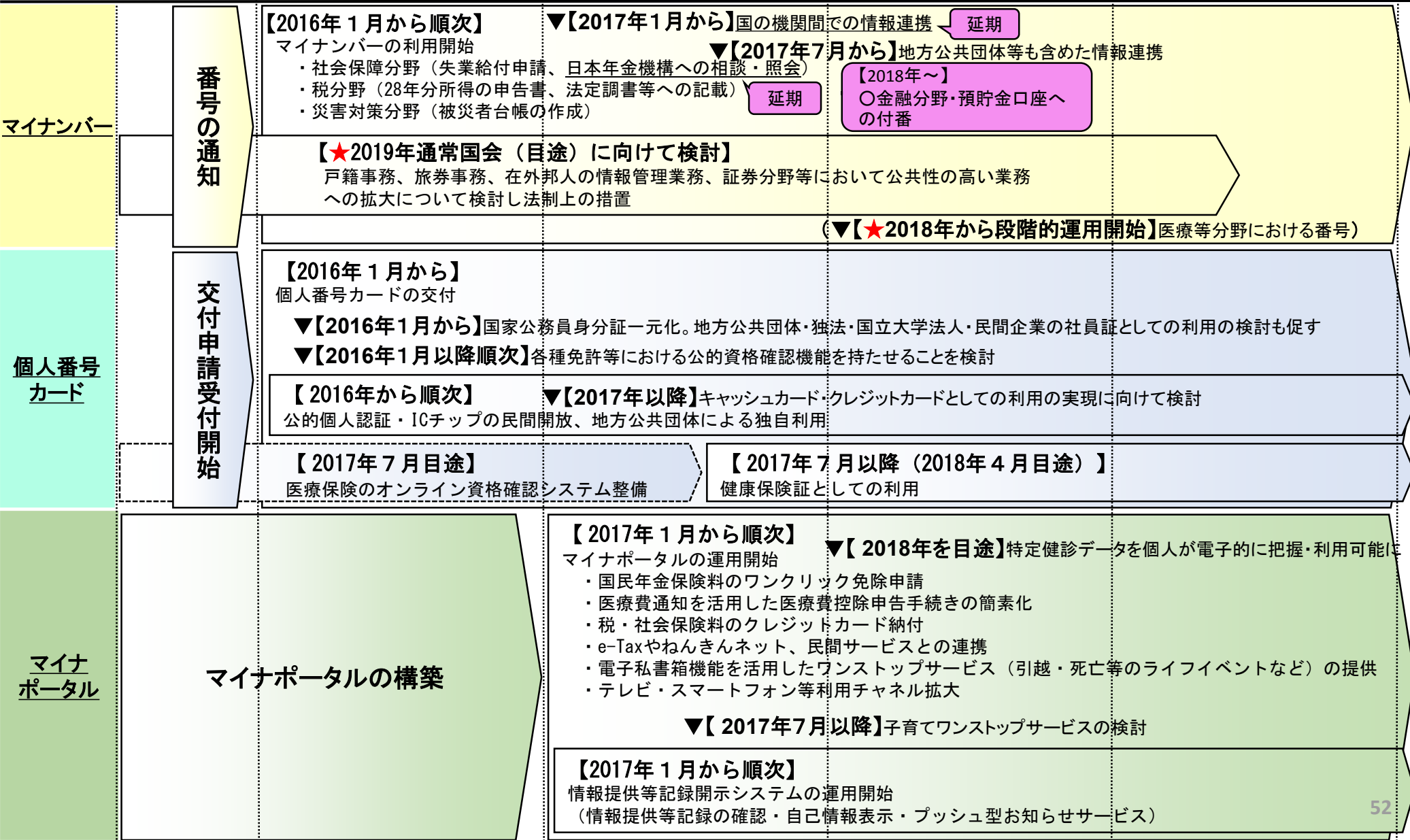


マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)【※ 日本再興戦略を元に作成】

■：平成27年9月の法改正によるもの

★：マイナンバー法の改正が必要なもの

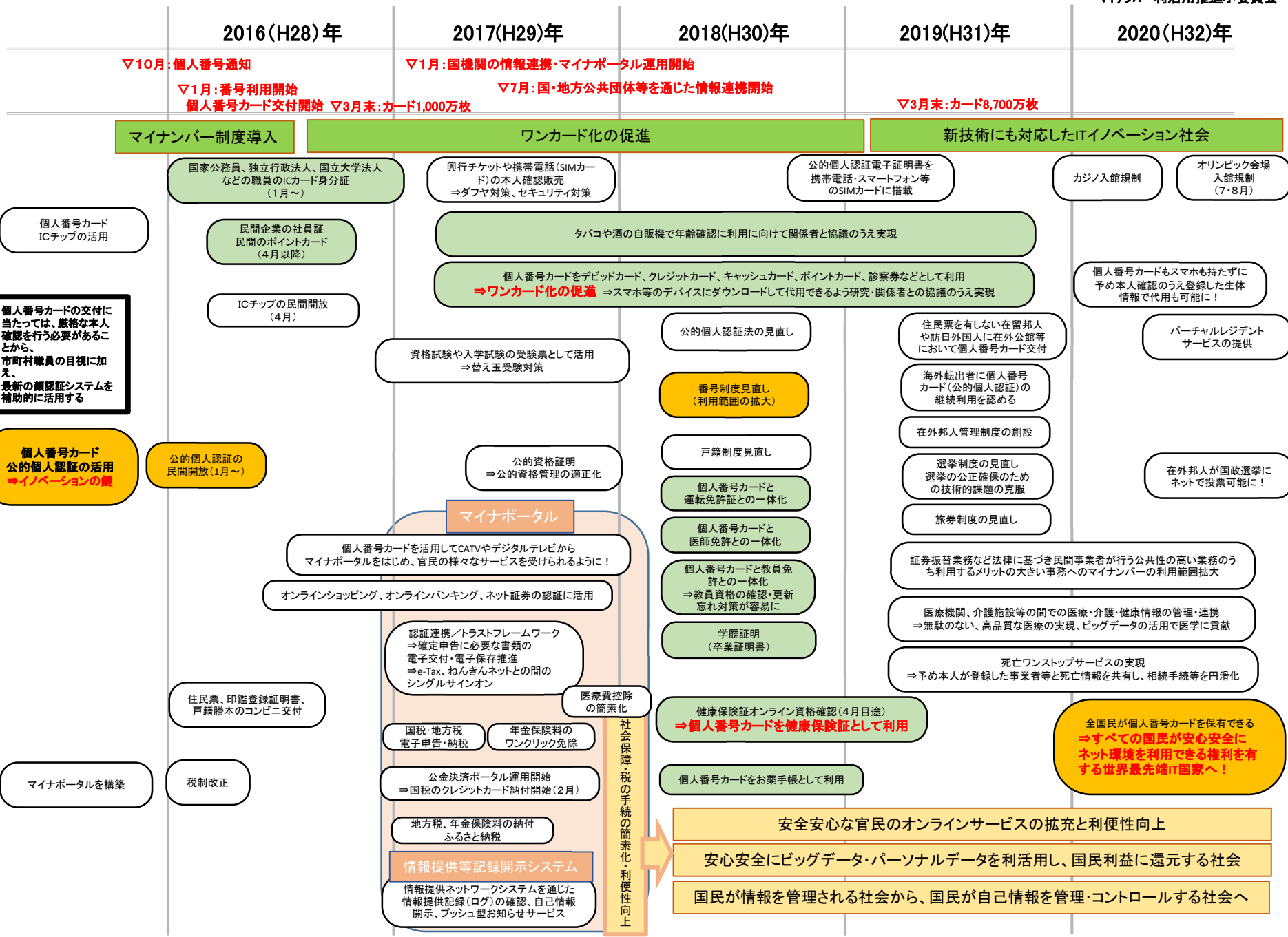
2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (H31年) 2020年 (H32年)



マイナンバー制度活用推進ロードマップ

2015年5月28日

自由民主党 政務調査会 IT戦略特命委員会
マイナンバー活用推進小委員会



マイナンバーのホームページ



※英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応！
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

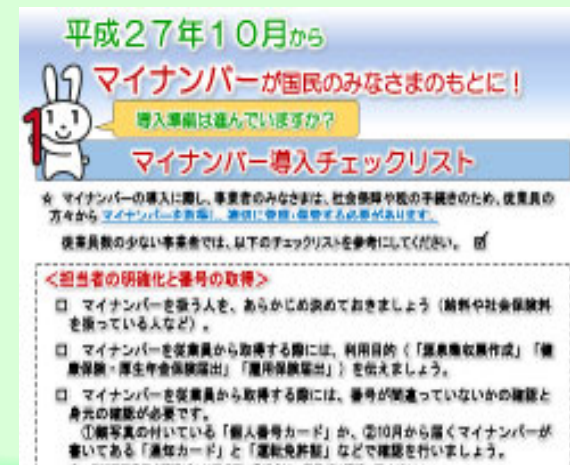


をご覧ください。

●動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



●マイナンバー導入チェックリスト 1枚紙 (A4両面刷り)



マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR



マイナンバー制度のお問い合わせは

ご不明な点はマイナンバーのコールセンター
(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178 まで

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
※平日9:30~22:00 土日祝9:30~17:30
※年末年始を除く(年末年始12月29日~1月3日)
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050-3816-9405におかけください。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は **0570-20-0291** におかけください。



通知カード・個人番号カードのお問い合わせは

通知カード・個人番号カードの詳細のお問い合わせ
(専用全国共通ナビダイヤル)

0570-783-578 まで

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
※平日8:30~22:00 土日祝9:30~17:30
※年末年始を除く(年末年始12月29日~1月3日)
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050-3818-1250におかけください。
※個人番号カードの一時利用停止については
24時間365日受け付けます。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は **0570-064-738** におかけください。